

6 林整計第 608 号  
令和 7 年 3 月 3 日

各都道府県林務担当部長（別記参照） 殿

林野庁森林整備部計画課長

「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」の一部改正について

「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 林整計第 105 号）について別紙の新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適切な運用をお願いする。

あわせて、貴管下の市町村その他関係者への周知をお願いする。

（別記）

北海道林務担当部長、青森県林務担当部長、岩手県林務担当部長、宮城県林務担当部長、秋田県林務担当部長、山形県林務担当部長、福島県林務担当部長、茨城県林務担当部長、栃木県林務担当部長、群馬県林務担当部長、埼玉県林務担当部長、千葉県林務担当部長、東京都林務担当部長、神奈川県林務担当部長、新潟県林務担当部長、富山県林務担当部長、石川県林務担当部長、福井県林務担当部長、山梨県林務担当部長、長野県林務担当部長、岐阜県林務担当部長、静岡県林務担当部長、愛知県林務担当部長、三重県林務担当部長、滋賀県林務担当部長、京都府林務担当部長、大阪府林務担当部長、兵庫県林務担当部長、奈良県林務担当部長、和歌山県林務担当部長、鳥取県林務担当部長、島根県林務担当部長、岡山県林務担当部長、広島県林務担当部長、山口県林務担当部長、徳島県林務担当部長、香川県林務担当部長、愛媛県林務担当部長、高知県林務担当部長、福岡県林務担当部長、佐賀県林務担当部長、長崎県林務担当部長、熊本県林務担当部長、大分県林務担当部長、宮崎県林務担当部長、鹿児島県林務担当部長、沖縄県林務担当部長

(別紙)

- 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて（平成 20 年 11 月 4 日 20 林整計第 105 号林野庁森林整備部計画課長通知）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>はじめに</p> <p>【本マニュアルの目的】 (略)</p> <p>【改正履歴】(令和4年3月以降)</p> <p>○令和4年3月の主な改正内容～○令和6年3月の主な改正内容 (略)</p> <p>○令和7年3月の改正内容</p> <p>・「<u>令和6年の地方からの提案等に関する対応方針</u>」(令和6年12月24日閣議決定)に基づき、市町村が任意で届出書に記載事項を追加できることを記載</p> <p>II 事務処理マニュアル</p> <p>1 事務処理の流れ</p> <p>「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度」の流れについては、フローチャート(次頁)のとおりです。</p> <p>本章では、フローチャートの順に必要な手続やチェック項目、留意すべき事項などを記しています。</p> <p>伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート (略)</p>	<p>はじめに</p> <p>【本マニュアルの目的】 (略)</p> <p>【改正履歴】(令和4年3月以降)</p> <p>○令和4年3月の主な改正内容～○令和6年3月の主な改正内容 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II 事務処理マニュアル</p> <p>1 事務処理の流れ</p> <p>「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度」の流れについては、フローチャート(次頁)のとおりです。</p> <p>本章では、フローチャートの順に必要な手続やチェック項目、留意すべき事項などを記しています。</p> <p>伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート (略)</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度</p> <p>① 記載事項の確認</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>※ 届出書は、定められた様式 (IV参考④参照) を用います。</p> <p>※ <u>様式には、市町村が任意で記載事項を追加する事も可能です (例：再造林の促進に向け、届出書に記載された内容を地域の林業事業者等の第三者へ提供することについて、届出人の同意を取得するための欄を設ける等)。</u></p> <p>※ <u>森林所有者等が市町村の補助を受けて伐採を行う場合であって、当該伐採に係る市町村への補助申請書等において、上記の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能であるときは、当該補助申請書等を届出書を兼ねるものとして取り扱って差し支えありません。この場合、当該補助申請書等に届出書を兼ねるものである旨を明記して下さい。</u></p> <p>②～⑫ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度</p> <p>① 記載事項の確認</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>※ 届出書は、定められた様式 (IV参考④参照) を用います。<u>なお、森林所有者等が市町村の補助を受けて伐採を行う場合であって、当該伐採に係る市町村への補助申請書等において、上記の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能であるときは、当該補助申請書等を届出書を兼ねるものとして取り扱って差し支えありません。この場合、当該補助申請書等に届出書を兼ねるものである旨を明記して下さい。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>②～⑫ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>
--	--

2 ~ 1 0 (略)

2 ~ 1 0 (略)